

2020年6月19日

東京都知事  
小池 百合子 様

## 要 請 書

—新型コロナウイルス感染症による修学困難から、東京都に居住する私立大学生を救済してください—

東京地区私立大学教職員組合連合（東京私大教連）  
中央執行委員長 白井 邦彦

今春来、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、昼夜分かたずご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。国による緊急事態宣言が解除されたとはいえ、東京都の感染者数の推移はいまだ予断を許さない状況にあり、知事におかれては、第一波の終息と今後に予想される第二波の感染防止対策に余念ない多忙な毎日をお過ごしのことと拝察いたします。

私たち東京地区私立大学教職員組合連合（略称：東京私大教連）は、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木、長野、新潟、山梨の1都9県の私立大学・短大・高専の教職員組合で構成される連合体（組合法人）であり、現在66組合（74大学・短大・高専）約1万人が加盟しています。1979年の結成以来、私立大学教職員の生活水準・労働条件の向上をめざして活動するとともに、国民の教育を受ける権利を守り、学費負担の軽減と私立大学の健全な発展をはかるための私大助成運動に取り組んできました。

東京都には、163校の私立大学・短期大学があり、約68万4000人の学生が在学しています。東京都内の大学・短大のうち学校数では私立大学が92%（全国では82%）、学生数では私立大学生が89%（全国では75%）にもなります（2019年度）。全国の私立大学・私立大学生に占める東京都内の私立大学・私立大学生の比率は、学校数で約18%、学生数では約30%に及びます。

私立大学は、日本国民の高等教育を受ける機会の拡大に大きく貢献し、その特色ある教育・研究によって各分野で活躍する人材を数多く輩出してきました。私立大学は、東京の文化の発展、まち・くらしの活性化に寄与するにとどまらず、そこに学ぶ学生たちは、同時にアルバイト労働力として東京の消費経済の発展にも欠かせない存在となっています。

しかし、その東京都の私立大学生の生活と学ぶ権利が、新型コロナウイルスの感染拡大によって現在深刻な危機に瀕しています学生団体「FREE」の調査では、回答した学生の5人に1人が「大学をやめる」ことを検討しているという衝撃的な実態が明らかになりました。その理由は、学費支弁者たる保護者の失職・収入急減とともに、政府が発した緊急事態宣言を

受けて各都道府県が民間事業主に行った営業自粛要請によるアルバイト収入の急激な減少によるものです。

今日の大学生にとって、アルバイトは趣味や遊興に要する費用を捻出するための補助的な収入ではなく、まさしく「生活」そのものを支えるものとなっています。私たちが毎年行っている「私立大学新入生の家計負担調査」では、2019年度に首都圏の私立大学に入学した新入生(自宅外通学者)の平均仕送り額は月額8万5300円、家賃平均は月額6万3400円です。仕送り額から家賃を差し引いた生活費を1日あたりに換算するとわずか日額730円です。これは過去最高だった1990年度の2460円の29%でしかなく、アルバイト収入に依存せざるを得ない現在の私立大学生の生活実態を如実に示しています。ちなみに保護者の世帯年収は全体で942万5000円(自宅外通学者930万円、自宅通学者950万円)ですが、こうした中間所得層の学生たちにとっても、アルバイト収入なしに学業を維持することが不可能となっているのが現実です。しかしながら、以下に詳述するように、今般のコロナ禍にあたっての政府の学生救済策は、こうした中間所得層の学生の生活実態をまったく無視したものです。このままでは大量の大学中退者が東京を中心に生まれかねません。それは日本のみならず東京の経済・文化の発展においても大きな損失となるものです。

政府の緊急事態宣言にもとづく営業自粛によって、アルバイトを解雇、あるいは就労機会を縮小されたことに起因する学生たちの窮乏は、第一義的には政府による大規模な財政出動によって救済されるべき性格のものであります。しかし、兵庫県明石市や千葉県流山市など、市内に在住する学生を対象とした給付金の支給や無利子の学費貸与に乗り出す地方自治体も出始めており、東京都下でも八王子市が、国の「学生支援緊急給付金」の要件に該当せず給付が受けられない学生を対象に、1人あたり10万円を給付する方針を決定したことが報じられています。また、京都府が5月27日に発表した「新型コロナウイルス感染症対策緊急予算案」では、大学での授業再開に向けた衛生環境整備のための支援として約3000万円を措置し、国公私立の別なく府内の大学・短期大学に対して一律100万円を交付するとともに、大学生のアルバイト雇用の確保に向けた対策を講じています。

日本の文化の中心たる首都・東京において、都立大学や高専を除いては、高等教育の充実・発展のための施策が皆無に等しい現状を私たちは遺憾に思うものです。東京私大教連は2016年以降、私立大学生及び私立大学への支援を東京都に対して要請してきましたが、「高等教育は国の所轄」という理由のみをもって断られてきました。しかし、今般のコロナ禍による学生たちの窮乏は、アルバイト先となる事業主に営業の自粛を要請した東京都にも大きな責任があります。何卒、学生たちの深刻な現状をご理解のうえ、東京都の私立大学生を修学困難から救済するために、次のような施策を早急に講じていただくことを要請します。

## 要 請 事 項

### 1 緊急支援金の給付

東京都に居住し、私立大学・短期大学に通学する学生（通学する大学の所在地は都内に限定しない）に対し、一律 10 万円の緊急支援金を給付してください。

政府は、2020 年度第一次補正予算の予備費を原資とする「学生支援緊急給付金」を創設することを 5 月 19 日に発表し、すでに申請が始まっています。この「学生支援緊急給付金」は、約 43 万人を対象に 10 万円を支給（住民税非課税世帯の学生には 20 万円）するということなのですが、その支給対象者を原則として「自宅外で生活」する「多額の仕送りを受けていない」学生に限定し、しかもその「多額の仕送り」とは「150 万円以上（授業料を含む）」であるとする極めて厳しい要件を課しています。2018 年度の私立大学の学費（授業料・施設設備費・実験実習費等）は平均 120 万円にのぼるので、学費を除く仕送り額の上限「目安」は年額約 30 万円ということになります。年額 30 万円では、家賃の支払いにも足りません。授業料以外は家賃も含めてほとんどアルバイトで賄っている学生以外は支援を受けることができません。全学生の 1 割程度しか視野に入れないこのような限定的な支援は、私立大学の異常な高学費のもとでは中間所得層の学生たちでさえアルバイトをしなければ生活ができないという現実を無視したものです。

私立大学生たちをさらに追い詰めている要因として、2019 年度まで措置されていた私立大学授業料減免制度への特別補助が、2020 年 4 月から施行された高等教育修学支援新制度の発足にともなって、2020 年度から廃止されたことも挙げられます。この特別補助は、各私立大学が独自に実施する授業料減免授業に対し、2 分の 1 を上限として国が補助するものでした。減免対象となる家計要件は、給与所得者は 841 万円以下、給与所得者以外は 355 万以下とされるほか、自然災害等による家計急変など緊急を要する場合には家計基準は不要ともされ、中間所得層を含む幅広い学生を対象としていました。ところが政府は、極めて貴重であったこの補助予算を新制度に「一本化」という理由で廃止しました。今回の「コロナ禍」は、国の補助が一切なくなった中間所得層の学生たちを経済的に追い詰めています。

すでに 100 大学を優に超える私立大学が、全学生を対象とした緊急支援金の給付等の救済策に乗り出していますが、財政状態によっては十分な支援策を講じることが困難な大学もあり、大学間の格差が生じています。個別の大学の自助努力だけでは、学生たちの修学機会を保障することは不可能です。国が休業手当の一部を補償する「雇用調整助成金」も、申請書類作成のあまりの煩雑さから申請を断念する中小企業や個人事業主が多いことが報じられており、学生たちの大多数は同制度の恩恵にあずかれずにいます。

6 月 12 日に成立した第二次補正予算では、困窮学生への支援として、各大学等が行う授業料等軽減措置への支援として 153 億円が措置されていますが、これは上記の特別補助（2019

年度の予算額は 177 億円)にも及ばない金額であり、しかも国立大学等とあわせての予算です。また、国立大学が全額補助であるのに対し、私立大学への補助率は3分の2であるという不当な差別的待遇がなされています。国からの支援を受けられない私立大学生たちを救済するために、東京都として緊急支援金を給付することを要請します。

## 2 無利子奨学金の貸与

東京都に居住し、私立大学・短期大学に通学する学生(通学する大学の所在地は都内に限定しない)に対し、無利子の奨学金を貸与してください。

### (1) 申請要件

- ① 高等教育修学支援新制度による授業料減免・給付奨学金を受けられなかった学生
- ② 日本学生支援機構の無利子奨学金を借りられなかった学生・大学院生
- ③ 世帯年収の要件 約 1,200 万円以下を目安とする

### (2) 金額

- ① 年間学費(施設設備費、実験実習費等を含む)の半額
- ② 学生 1 人あたり 100 万円を上限とする

日本の奨学金制度は、奨学金とは言えない学生ローンであり、今なお中心は有利子の貸与奨学金です。学生の約 4 割が貸与を受けており、その 3 分の 2 を占める有利子奨学金の平均貸与額は 343 万円にものぼります(2015 年度)。2017 年度からは「給付型奨学金制度」が新設されましたが、給付対象となる学生数は非常に限定されています。若者は多額の「借金」を背負わなければ大学で学ぶことができない状態にあり、返済への不安から多くの学生・保護者が奨学金の申請を躊躇しています。2020 年度より施行された高等教育修学支援新制度は、住民税非課税世帯ならびにそれに準じる世帯のみを対象とするものであり、前述したように、今回の「コロナ禍」にあたっての国の支援策においても中間所得層の学生たちは支援対象から除外されています。しかし、現在中途退学の危機に瀕しているのは低所得者層の学生たちだけではありません。

この度日本学生支援機構(JASSO)は、アルバイト収入等の大幅な減少により修学継続が困難となった学生を対象に、利子を国が補填する「緊急特別無利子奨学金」(学部学生の場合、最大月額 12 万円)を創設しましたが、第 1 種奨学金(無利子)には大学ごとの厳しい人数枠が設けられ、しかもそれが国立大学に偏重されている現状から推察するに、支援を必要とする私立大学生をあまねく救済するに足るものとなることは期待できません。このような国の支援を受けられなかった学生・大学院生を対象に、年間学費の半額を無利子貸与する奨学金を措置することを要請します。

### 3 自宅外通学生への家賃補助の給付

東京都に居住し、私立大学・短期大学に通学する自宅外通学学生（通学する大学の所在地は都内に限定しない）に対し、家賃補助として月額2万円を返済不要の給付金として支給してください。

- (1) 対象 東京都に居住し、親元を離れアパート等を借りて生活している学生
- (2) 2020年4月～2021年3月の期間 月額2万円（返済不要）

東京都に居住する私立大学生の多くは、都外出身者であり、親元を離れてアパート等を借りて生活する自宅外通学生です。東京私大教連の「2019年度私立大学新入生の家計負担調査」では、家賃平均は月額6万3400円であり、平均仕送り月額8万5300円の実に74%を家賃に宛てざるを得ません。しかし、各大学の本年度前期授業が、政府の緊急事態宣言とそれとともに大学キャンパスの封鎖によりオンライン授業に切り替えられたことにより、多くの新入生はすでにアパートの賃貸契約を済ませていたにもかかわらず上京することができず、入居しないまま家賃を支払うことを余儀なくされています。

学生の家賃に特化した補助は国も実施しておらず、家賃補助は私立大学生の生活苦を緩和させるに極めて有効な手段です。2020年4月分に遡及し、平均家賃の約3分の1に相当する補助を講じることを要請します。

### 4 東京都による学生アルバイトの雇用創出

- (1) 都庁での学生アルバイトの雇用期限を、現在の2020年6月末から2021年3月末までに延長してください。
- (2) 介護施設・養護施設・学童保育等での補助的業務、小学生・中学生のオンライン学習等の支援、農林水産業や「ものづくり」産業等の作業補助など、東京都が所轄・関係する公共性が高い事業、あるいは人手を必要とする中小企業等におけるアルバイト機会を提供・創出してください。

今回のコロナ禍による学生たちの窮乏は、保護者の収入減少とともに、アルバイト先からの解雇・雇止めやシフト削減による学生自身の収入減少が大きな要因となっています。学生アルバイトの主たる業種は、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等のサービス業・小売業ですが、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、いまだ感染拡大の終息の目途が立たない現状では、このような業種における雇用機会が旧に復するのは当分先になることが見込まれます。

東京都では、都庁での事務補助として学生アルバイトを採用していますが（2020年6月30日まで、募集は既に終了）、その雇用期限を会計年度内である2021年3月末までに延長するとともに、介護施設・養護施設・学童保育等での補助的業務、小学生・中学生のオンライン学

習等の支援、農林水産業の作業補助、あるいは慢性的な人材不足に苦しむ「ものづくり」産業など、東京都が所轄・関係される事業体に対し、学生アルバイトの積極的な採用を呼びかけていただくことを要請します。こうした事業における就労は、学生たちにとっても極めて貴重な学びの体験になるとともに、大企業に集中した学生たちの就職活動のあり方に再考を促す機会として、東京都の産業の発展にとっても有益と考えます。

前述した京都府の新型コロナウイルス感染症対策緊急予算案」では、「学生インターン・バイト応援センター」を設置し、府内企業のアルバイト求人紹介窓口・求人特集ページを開設し、今後の就職活動の変化も見据え、府内企業就職に向けたキャリアサポートにも繋げる有償インターンシップも紹介していくとしています。現在、学生たちの就職活動は大企業に集中する傾向が見られますが、「コロナ後」の東京都の産業ならびに福祉の発展のためには、介護・養護・学童保育等の公共性が高い事業や、東京の地場産業での人手不足解消につながる就職機会を提供する意味でも、東京都が積極的に関与したアルバイト雇用を創出するよう要請します。

## 5 対面授業の再開に向けた私立大学の衛生環境整備への補助

対面授業の再開に向けて各大学が十分な感染拡大防止対策を講じることができるよう、キャンパスの衛生環境整備（消毒液やマスクの購入、飛沫感染防止のためのパーテーションの設置等）に要する費用への補助として、東京都に所在する私立大学・短期大学を設置する学校法人に対し、下記の支援金を交付してください。

- (1) 東京都内に1キャンパスを持つ学校法人 100万円
- (2) 東京都内に複数キャンパスを持つ学校法人 200万円

緊急事態宣言の解除を受け、各大学では対面授業の再開に向けた準備を進めていますが、多くの大学では前期（春学期）はオンラインによる遠隔授業を継続し、本格的な対面授業の開始は後期（秋学期）以降とすることを予定しています。

大学は、教室だけでなく、多様な研究施設、図書館、運動場、体育館、食堂等、それ自体がひとつの街ともいえる複合的な機能を有している性質上、集団感染を発生させやすい場所でもあります。政府は第一次補正予算において、新型コロナ感染予防・衛生確保のために国立大学に対しては46億円を補助しましたが、私立大学への補助金はゼロでした。このことは第二次補正予算案でも同様であり、私立大学は一顧だにされていません。私たちはこのことに強く抗議し、私立大学の衛生環境整備のための補助金を措置するよう求めています。現在のところ、国がその重い腰を上げようとする気配はありません。

私立大学の多くは日常の清掃業務を外部業者に委託していますが、感染予防のための消毒や清掃は委託内容の追加となり、少なからざる経費がかかります。また、学生・教職員に配布するマスクや消毒液の購入、飛沫感染防止のためのパーテーションの設置等についても、

こうした衛生関連商品の価格が旧に復していない現状では、大学の財政格差が衛生環境に影響することが懸念されるところです。東京都の2020年度補正予算では、高校以下の私立学校における新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、アルコール消毒液、サーモグラフィーやアクリル板等の購入経費補助として合計13億円が措置されましたが、国の補助が一切ない私立大学に対しても同様の補助金の交付を要請します。学校における集団感染の発生が都民の健康に及ぼす脅威には、高校・中学・小学校も大学も、また、私立も公立も差はありません。私立大学をクラスター化させないことは、東京都の新型コロナ感染拡大防止対策においても極めて重要な課題です。

以上、政府の学生支援策が緩慢かつ不十分極まりない現状を鑑み、また、今回の「コロナ禍」を奇貨とし、新しい経済・社会の在り方へとつなげていくために、スウェーデンやインドネシアの国家予算に匹敵する豊かな経済力を有する地方公共団体である東京都が、その力を存分に発揮されるよう切に求めるものです。

以上